

広島県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市東区中山東三丁目及び同市東区中山上一丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法
中山東三丁目（三七）	急傾斜地の崩壊	中山東三丁目（三七）	第九條第二項及び第十條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
中山中町一（九五五三六）	急傾斜地の崩壊	中山中町一（九五五三六）	次の図のとおり
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法
中山東三丁目（三七）	急傾斜地の崩壊	中山東三丁目（三七）	第九條第二項及び第十條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
中山中町一（九五五三六）	急傾斜地の崩壊	中山中町一（九五五三六）	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。